

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

令和8年9月18日

金 曜 日

第5571号

目 次

規 則

- 富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 地方自治法第 243条の 2 の 7 の規定にかかる告示 6
- 富山県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式に関する規程の一部を改正する規程
- 土地改良区の定款変更の認可 10

公 告

- 開発行為の工事完了
- 都市計画の変更案の縦覧

規 則

富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月18日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第42号

富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則

富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成11年富山県規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第10号中

「対象となる検体又は病原体

を

「対象となる検体又は病原体	
命令をする理由	

に改める。

様式第11号中

「対象となる検体又は病原体	
---------------	--

を

「対象となる検体又は病原体	
措置の理由	

に改める。

様式第12号中

「対象となる動物	
----------	--

を

「対象となる動物	
命令をする理由	

に改める。

様式第13号中

「対象となる動物	
----------	--

を

「対象となる動物	
措置の理由	

に改める。

様式第14号中

「対象となる場所	
----------	--

を

「対象となる場所	
命令をする理由	

に改める。

様式第15号中

「対象となる場所	
----------	--

を

「対象となる場所	
指示をする理由	

に改める。

様式第16号中

「対象となる場所	
----------	--

を

「対象となる場所	
措置の理由	

に改める。

様式第17号中

「対象となる区域	
----------	--

を

「対象となる区域	
命令をする理由	

に改める。

様式第18号中

「対象となる区域	
----------	--

を

「対象となる区域	
指示をする理由	

に改める。

様式第18号の2中

「対象となる区域	
----------	--

を

「対象となる区域	
措置の理由	

に改める。

様式第19号中

「対象となる物件	
----------	--

を

「対象となる物件	
命令をする理由	

に改める。

様式第20号中

「対象となる物件	
----------	--

を

「対象となる物件	
指示をする理由	

に改める。

様式第21号中

「対象となる物件	
----------	--

を

「対象となる物件	
措置の理由	

に改める。

様式第22号中

「
年 月 日
」

を

「
年 月 日
殿
」

に、

対象となる死体	住 所	
	氏 名	

を

対象となる死体	住 所	
	氏 名	
措 置 の 理 由		

に改める。

様式第23号中

対象となる措置	使用（制限・禁止） 給水（制限・禁止）
---------	---------------------

を

対象となる措置	使用（制限・禁止） 給水（制限・禁止）
命令をする理由	

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使

用することができる。

(健康対策室)

告 示

富山県告示第414号

地方自治法第 243条の 2 の 7 の規定にかかる告示について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2 の7 第2項の規定により、以下の歳入等の収納に関する事務（以下「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることとしたので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年9月18日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日

令和8年9月24日

- ## 2 特定収納事務に係る歳入等

地方自治法第 243条の 2 の 7 第 2 項の規定による総務省令で定める方法により
納付されるもの

(出納課)

富山県告示第415号

富山県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式に関する規程の一部を改正する規程

富山県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式に関する規程（昭和62年富山県告示第 221号）の一部を次のように改正する。

令和8年9月18日

富山県知事 新 田 八 朗

第5号様式を次のように改める。

第8号様式（第18条、第62条関係）

富山県

収納済通知書（返納）

				金額	円
収納機関番号		納付番号		納付区分	
確認番号		年度		納付期限	

納入者

納付内容
(科目)

発行所属

富山県指定金融機関
接続店
北陸銀行本店

領収日付印

取りまとめ店 ゆうちょ銀行 公金QR受付け金事務センター

富山県

納付書（返納）（原符）

金額	円
納入者	様
納付番号	
年度	納付期限
発行所属	
	領収日付印

OCR 金融機関控

富山県

返納通知書・領収証書

納付者控

発行所属

金額

円

年度

納付期限

確認番号

納付内容
(科目)

納付場所

上記金額を納付してください。

印

納付者保管

連絡事項

第95号様式を次のように改める。

第95号様式（第149条関係）

[illegible]

項において準用する同法第17条第 1 項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

令和 8 年 9 月 18 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画臨港地区

(名称) 伏木富山港臨港地区

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

富山市蓮町三丁目、蓮町五丁目、大島一丁目、大島二丁目の各一部

射水市堀岡新明神字西浜の各一部

(2) 変更する部分

射水市堀岡堀江字切替坪の各一部

高岡市材木町の一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和 8 年 9 月 18 日から令和 8 年 10 月 2 日まで

(2) 場所

富山県土木部都市計画課

富山市活力都市創造部都市計画課

高岡市都市創造部都市計画課

射水市都市整備部都市計画課

富山県都市計画課ホームページ

(「別紙図面」は、省略し、3 の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

